

2026年5月15日

各位

会社名 株式会社みずほフィナンシャルグループ
代表者名 執行役社長 木原 正裕
本店所在地 東京都千代田区大手町一丁目5番5号
コード番号 8411（東証プライム市場）

株主提案に対する当社取締役会の意見について

株式会社みずほフィナンシャルグループ（執行役社長：木原 正裕）は、2026年6月26日開催予定の第24期定時株主総会の目的事項に関し、株主提案権を行使する旨の書面を受領しておりますが、本日開催の当社取締役会において、当該提案に反対することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. 提案株主
株主2名による共同提案
2. 株主提案の内容
別紙をご参照ください。
3. 株主提案に対する当社取締役会の意見及びその理由
(1) 議案1 定款の一部変更の件(株式会社オリエントコーポレーションの連結リスク)

取締役会は、本議案に反対いたします。

本議案は、株式会社オリエントコーポレーションが当社の連結子会社となることを前提とした仮定的試算の開示を定款で義務付けるものですが、このような不確実な前提に基づく情報開示は、当該事態の発生や当社の方針が既定であるかのような誤った印象を与え、株主・投資家の皆さまに混乱や誤解を生じさせるおそれがあります。

当社の連結計算書類は、一般に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠して適正に作成・開示しており、重要事項が発生した場合には関係法令に従い適時適切に開示してまいります。

人材面では同社から要請があれば当社グループから適任者を推薦することはありますが、採用等の最終的な意思決定は同社が行っております。

また、定款は会社組織・運営の基本事項を定めるものであり、特定の上場持分法適用会社に関する試算や開示といった個別具体的事項を規定することは適当ではないと考えます。

当社取締役会の意見の補足説明につきましては、以下に記載の通りです。

1. 連結計算書類の適正性について

当社は日本において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当社の連結計算書類を適正に作成しております。そのうえで、会社法の規定に基づき会計監査人による監査を受け、独立監査人の監査報告書において、当社の連結計算書類は上記基準に準拠して「全ての重要な点において適正に表示している」旨の監査意見を受領しております。また監査委員会は、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すること等を通じて、その会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めて監査報告書を作成しております。それぞれの監査を受けた連結計算書類は取締役会にて承認のうえ、開示しております。

2. 連結範囲の決定に関する基本的な考え方について

本株主提案の対象となっている「連結範囲の決定」に関しては、「企業会計基準第22号(連結財務諸表に関する会計基準)」及び「企業会計基準適用指針第22号(連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針)」等に則り、厳格な判定を行っております。

当社が議決権の40%以上を所有する持分法適用会社(上場持分法適用会社を含む。以下同じ。)については、当社が保有する議決権の所有割合のみならず、当社にとって緊密な者等が所有する議決権数を合算した所有割合、取締役会等の意思決定機関における当社役職員又は役職員であった者の構成員割合、重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等の有無等のほか、当該他の会社の「意思決定機関を支配していることが推測される事実」の有無を総合的に勘案し、連結子会社に該当するか否かを決定しております。

3. バーゼル規制における各指標の仮定に基づく算出及び開示の不適切性について

バーゼル規制は、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)によって策定される銀行等の経営の健全性を判断するための国際的に統一された基準であり、当社グループは現在、法令及び金融庁がバーゼル規制に基づき定めた国内規制(告示、監督指針、Q&A)に準拠して自己資本比率等の主要な指標を算出し、また、算出した指標につきましては、当社ウェブサイト等を通じて株主や投資家の皆さまへ適切に開示しております。

このように、法令や告示等に基づく客観的かつ厳格な算出及び開示を行っている状況下において、仮定に基づき試算した結果を開示することは、当社が株式会社オリエントコーポレーションを連結子会社化する具体的な計画や意図を有しているとの誤った認識を市場に与えるリスクを内包しております。

加えて、前提条件の置き方によって算出結果が大きく変動しうる不確実な試算情報は、告示等に基づく適正な開示情報との混同を招き、かえって株主や投資家の皆さまの適切な投資判断を阻害し、混乱や誤解を生じさせるおそれがあると考えます。

【ご参考】バーゼル規制上の主要な指標は、以下に開示しております

名称	URL
自己資本比率 関連資料	https://www.mizuho- fg.co.jp/investors/financial/basel/capital/index.html

4. 株式会社オリエントコーポレーションの経営の独立性及び同社役員を選解任について

株式会社オリエントコーポレーションについては、当社子会社であるみずほ銀行が、法令に定められた事項を除き、真に必要な事項のみ同社の意思決定後に報告を求める形で、同社の経営の独立性を尊重しつつ経営管理しております。また、役員選解任にかかる議決権行使にあたっては、同社に設置された任意の指名委員会の判断も踏まえ、当社基準に則り判断しております。

【ご参考】当社のコーポレート・ガバナンス体制の状況は、以下及び東京証券取引所のウェブサイトを開示しております

名称	URL
コーポレート・ガバナンス に関する報告書	https://www.mizuho- fg.co.jp/company/governance/governance/pdf/g_report.pdf

あわせて、本議案は、上場持分法適用会社の取り扱いに関する試算・開示という個別具体的な事項を、定款に定めることを求めています。そもそも会社の定款は、商号、目的、機関、発行可能株式総数等といった、会社法等の法令に従って会社を運営する上での基本的な事項を定めるものであり、本議案が求める内容はそうした一般的な定款の範囲を超えたものであることから、これを定款に定めることは適当ではないと考えます。

以上

株主提案の内容

(以下は、株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案理由を内容的な変更は加えずに記載したものです。)

議案 1 定款の一部変更の件(株式会社オリエントコーポレーションの連結リスク)

提案の内容

以下の1. の議案(以下「定款変更議案」という。)については、定款変更議案及び本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決または否決により、定款変更議案として記載した各章または各条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、定款変更議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。下記の各株主提案の詳細な説明は、<https://stracap.jp/MIZUHO-ORICO/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は単体と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

1. 定款の一部変更の件(株式会社オリエントコーポレーションの連結リスク)

本議案は、当社の持分法適用会社とされている株式会社オリエントコーポレーション(以下「オリコ」という。)が、例えば自己株式の取得を実施するなどした結果、当社の意思によらず当社の連結子会社に該当することとなる事態に備え、オリコが当社の連結子会社となった場合にバーゼル規制におけるリスク・アセットの額(以下「RWA」という。)等の主要な指標の値がいかなるものになるのかを試算して開示することを義務付けるべく、現行定款に以下の章及び条文を新設するものである。

第9章 株式会社オリエントコーポレーションの連結リスク

(意図しない連結範囲の変更に伴うリスクの試算及び開示)

第50条 当社は、株式会社オリエントコーポレーションが当社の連結子会社に該当することとなった場合に、バーゼル規制におけるリスク・アセットの額(以下「RWA」という。)ほか主要な指標(平成二十六年金融庁告示第七号別紙様式第十号に定められた「KM1:主要な指標(銀行連結・持株)」を指す。)の各項目に与える影響を、毎事業年度1回以上試算し、試算の前提及び結果の概要を、当該事業年度を対象とするコーポレートガバナンスに関する報告書において開示する。

提案の理由

1. 定款の一部変更の件(株式会社オリエンテーションの連結リスク)

オリコは当社が間接的に約48%の議決権を保有しており、オリコによる自己株式取得等により当社の意思によらずオリコが当社の連結子会社となる可能性がある。

また、1983年以降現在までのオリコの社長9名全員が当社グループ出身者であることから、当社がオリコを支配していると評価され、持分法適用が否定されるおそれもある。

しかし現状、当社のRWAにはオリコ株式の保有と取引に関連する僅かなリスクしか反映されておらず、仮にノンバンクであるオリコが当社の連結子会社となると、RWAが3兆円以上増加すると試算される。

バーゼル規制が想定外のリスクに備えた資本の準備を金融機関に求める規制である以上、同規制の根幹であるRWAには、オリコの連結という予見可能なリスクを反映し開示すべきである。

そして、当社には、この開示を契機として、歪さの自覚及びオリコの完全子会社化又はオリコ株式の全株売却による歪な現状の解消を期待する。(399文字)

以上